

新助成金と旧助成金の比較について

障害者職場復帰支援助成金(仮称)と旧助成金との比較

重度中途障害者等職場適応助成金[納付金]

【対象障害者】

- ① 中途障害者である
 - ・ 重度身体障害者
 - ・ 45歳以上の身体障害者
 - ・ 精神障害者(リワーク支援等の利用者)
- ② ①の障害者である在宅勤務者

【支給要件】

中途障害者であって、職場適応措置を実施しなければ障害により適切な雇用を継続することが困難であると認められる者に対し、職場適応の措置を実施すること。

【助成額・率】

- ・ 対象障害者1人につき3年間・3万円/月
- ・ 短時間労働者の場合は2万円

障害者職場復帰支援助成金(仮称)[二事業]

【対象障害者】

以下に該当する障害者

- 身体障害者
- 精神障害者(発達障害のみ有する者を除く)
- 難病患者(157疾患)
- 高次脳機能障害

【支給要件】

- ・ 雇用する労働者が中途障害となったこと等により、その障害に関連して 3か月以上の休職を余儀なくされ、職場適応措置を実施しなければ障害により適切な雇用を継続することが困難であると認められるものに対し、職場適応の措置を実施すること。
 - ・ 職場復帰後、対象障害者を継続して雇用していること。

【助成額・率】 []は中小企業

- ・ 1年間 50万円[70万円]
(短時間労働者の場合も同じ。)

障害者雇用安定奨励金と旧助成金との比較 (①障害者職場定着支援奨励金(仮称)について)

重度知的・精神障害者職場支援奨励金[二事業]

【対象障害者】

○重度知的障害者 ○精神障害者

【支給要件】

○新たに対象障害者を雇い入れ、職場支援員を配置すること

【助成額】 []は中小企業

- ・配置：障害者1人につき月3万円[4万円]（2年間(精神障害者は3年間)）
- ・短時間労働者はそれぞれの半額

障害者職場定着支援奨励金(仮称)[二事業]

【対象障害者】

以下に該当する障害者

○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者

○発達障害者 ○難病患者(157疾患)

○高次脳機能障害者

【支給要件】

○新たに対象障害者を雇い入れ、職場支援員(次ページを参照)を配置、業務委託又は委嘱により配置すること

【助成額】

○配置：変更なし

○業務委託：配置と同じ

○委嘱：委嘱1回当たり1万円(2年間(精神障害者は3年間))

①健康相談医師の委嘱助成金[納付金]

②職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金[納付金]

③在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金[納付金]

【対象障害者】

- ① 内部障害者(4級以上)、緑内障等による視覚障害者(6級以上)、てんかん性発作を伴う知的障害者、精神障害者等
- ② 重度身体障害者、知的障害者、精神障害者等
- ③ 在宅勤務である身体障害者、知的障害者、精神障害者

【支給要件】

- ①対象障害者の健康管理のために必要と認められる健康相談医師を委嘱すること
- ②職業生活の充実を図ることを援助するための相談等のコンサルタント業務を行う職業コンサルタントを配置又は委嘱すること
- ③在宅勤務障害者の雇用管理等の業務を行う在宅勤務コーディネーターを配置又は委嘱すること

【助成額】

- ① 委嘱に係る費用の3/4(10年間)
- ②・③ 配置又は委嘱に係る費用の3/4(10年間)

職場支援員の比較について

重度知的・精神障害者職場支援助成金における職場支援員 [二事業]

精神保健福祉士等の有資格者

特例子会社等での実務経験が1年以上

重度知的障害者・精神障害者の雇用事業所での
指導経験2年以上

就労支援機関や医療機関等での障害者の相談等に
係る実務経験1年以上

職場適応援助者養成研修を修了

障害者職業生活相談員の有資格者

職業コンサルタント・在宅勤務コーディネーターの配置 又は委嘱助成金におけるコンサルタント等[納付金]

(コンサルタント等の具体的な要件)

障害者職業生活相談員の資格取得後、障害者の相談
等に係る実務経験3年以上

健康相談医師の委嘱助成金における医師[納付金]

(医師の具体的な要件)

内部障害、てんかん性発作を伴う知的障害者、緑
内障等の視覚障害がある者又は精神障害者の健康相
談に関する専門知識及び経験を保有する医師

職場支援員（新）

精神保健福祉士等の有資格者

特例子会社等での実務経験が2年以上

(削除)

就労支援機関での障害者の相談等に係る
実務経験2年以上

職場適応援助者養成研修を修了

障害者職業生活相談員の資格取得後、障害者の
相談等に係る実務経験3年以上

労働安全衛生法に基づく必置の産業医以外の医師

職場適応援助者助成金[納付金]

【対象障害者】

- | | |
|---------------------------------------------|--------------------|
| ○1号
(社会福祉法人等が実施) | ○2号
(企業が雇用して配置) |
| ・身体障害者 | ・身体障害者 |
| ・知的障害者 | ・知的障害者 |
| ・精神障害者 | ・精神障害者 |
| ・発達障害者 | ・発達障害者 |
| ・1号JCによる支援が必要
と認める者(高次脳機能
障害者、難病患者など) | |

【支給要件】

- ・事業主が、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の
観点から課題を解決するために必要とする支援内容
や程度を勘案して作成又は承認した支援計画に基づき
職場適応援助者による支援を提供すること

【助成額・率】

- 1号
 - ・援助事業の実施日数×14,200円(1つの支援計画は
最長1年8か月)
- 2号
 - ・職場適応援助者の配置による援助の実施に
要する費用の3/4(1つの支援計画は最長6か月(1人
最大12か月))
- 1号JC研修受講
 - ・研修受講者に支給した旅費相当額
※1号JC実施法人がJC育成のため研修を受講させ、
旅費を負担した場合支給

職場適応援助促進助成金(仮称)[二事業]

【対象障害者】訪問型(旧1号)と企業在籍型(旧2号)共通 以下に該当する障害者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・難病患者(157疾患)
- ・高次脳機能障害者
- ・機構作成の職業リハビリテーション計画が
ある者

【支給要件】

変更なし

【助成額・率】 []は中小企業

- 訪問型
 - ・援助事業の実施日数×16,000円(1つの支援計画は
最長1年8か月(精神障害者の場合は最長2年8か月))
- 企業在籍型
 - ・障害者1人につき月6万円[8万円](1つの支援計画
は最長6か月((1人最大12か月。精神障害者の場合は
最大18か月))
 - ・短時間労働者はそれぞれの半額
- 訪問型・企業在籍型共通
 - ・職場適応援助者養成研修受講料の1/2

障害者職業能力開発助成金(仮称)と旧助成金との比較

障害者能力開発助成金[納付金]

- ・ 第1種 (施設設置費)
- ・ 第2種 (運営費)

【対象障害者】 第1種と第2種共通

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者

【支給要件】

- ①運営管理者 (障害者の教育訓練について必要な知識及び経験を有する者) を配置
- ②6月以上2年以内の教育訓練
- ③訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ④障害者5人に1人の専任の訓練担当者を配置
- ⑤障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

【助成額・率】

- 第1種 (施設設置費)
 - ・ 施設・設備設置等の費用の4/5
- 第2種 (運営費)
 - ① 重度障害者等であって、福祉就労施設等を利用する者を対象とした事業に係る運営費の4/5
 - ② ①以外の障害者を対象とした事業に係る運営費の3/4

障害者職業能力開発助成金(仮称)[二事業]

- ・ 能力開発訓練施設等助成金
- ・ 能力開発訓練運営費助成金

【対象障害者】 両助成金共通

訓練が必要であると認められる以下の障害者

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 発達障害者
- 難病患者(157疾患)
- 高次脳機能障害者

【支給要件】

- 左記の①～⑤に加え、
・ 就職支援責任者を配置

【助成額・率】

- 施設設置等助成金
 - ・ 施設・設備設置等の費用の3/4
- 運営費助成金
 - ① 重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者を対象とした事業に係る運営費の4/5
 - ② ①以外の障害者を対象とした事業に係る運営費の3/4